

事 務 連 絡
令和2年3月19日

ぜんこくDB企業年金基金
実施事業所 様

ぜんこくDB企業年金基金

事務の手引き(事業主用)改訂版等の送付、および
各種届出書の届出にかかる注意事項について

平素は、当基金の事業運営にあたりまして格別のご理解、並びにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年、受給権者(退職者)の希望により、年金の開始時期を繰り下げることができる年齢を65歳から70歳に引き上げる基金規約の一部変更が承認されたことに伴い、事務の手引き(事業主用)等を一部改訂しましたので送付いたします。

また、国からの指導事項並びに事業所様からご照会いただいた事項等を別紙にまとめましたのでご参考にさせていただければ幸いです。

併せて、就業規則等の改訂にかかる基金規約の変更の遡及適用は認められていないこと、並びに、定年の定義や休職・休業期間を変更する場合など事業所様においては給付を減らしたつもりが無くても給付減額と判定されるケースもありますので、改訂をご検討される前段階で基金あてにご相談いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、適切な業務運営にご協力賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

別紙

1. 事務の手引き(事業主用)の変更箇所

P7 中段

(旧)

(※)受給権者(退職者)の希望により年金の開始時期を65歳まで繰り下げることが可能です。

(新)

(※)受給権者(退職者)の希望により年金の開始時期を70歳まで繰り下げることが可能です。

2. 基金からの支給に関する手続きのご案内

P1 表中

○50歳未満での基金加入者資格喪失欄

- ・④ (旧)：支給を繰下げ(65歳まで繰下げ可能)
(新)：支給を繰下げ(70歳まで繰下げ可能)
- ・④イ(旧)：10年間の年金受取(60歳から 65歳で受取り開始可能)
(新)：10年間の年金受取(60歳から 70歳で受取り開始可能)

○50歳以上での基金加入者資格喪失欄

- ・③ (旧)：支給を繰下げ(65歳まで繰下げ可能)
(新)：支給を繰下げ(70歳まで繰下げ可能)

P2「流れ図」中

○最初の「基金の加入期間は、20年以上である」に対し、「はい」の場合

(旧)：退職(加入者資格喪失)時年齢は50歳以上である 又は
退職(加入者資格喪失)することなく 65歳に達した

(新)：退職(加入者資格喪失)時年齢は50歳以上である 又は
退職(加入者資格喪失)することなく 70歳に達した

3. 手続きに関する事項

○加入者の資格の取得及び喪失があったときは、**30日以内**に資格取得届及び資格喪失届を提出してください。(事実発生後に提出してください)

○加入者の氏名に変更があったときは、速やかに氏名変更届を提出してください。

○加入者の住所に異動が生じたときは、基金はその異動内容を把握することとされておりますので、基金が加入者住所の異動状況を必要とした際は、改めて情報の提供をお願いいたしますので、その際は当該情報を提供頂きますようお願いいたします。

4. 様式に関する事項

○ 各種届書の「契約番号」欄の記載は不要です。

5. その他

○ホームページのID・PW

事務の手引き(事業主用)P10に記載されています。

6. iDeCo(イデコ)について

当基金加入者である従業員がiDeCoの加入の検討をする際、当基金が「DB」なのか、「DC」なのか照会があった場合

A. 当基金は「DB」(確定給付企業年金)です。